

【重要】内定取り消しについて

選考時点と入所時点で、保育要件の変更や転職・就労時間の減少等により、点数に差異が生じた場合には、内定が取り消しになることがあります。状況に変更がある場合は、必ずご連絡ください（入所申請締切日までには手続きが必要です）。

1. 内定取り消しとなるケースの一例

例1 申請書類で就労証明書を提出され、「就労」で選考されていたが、入所時点が産前産後期間に入っており、「妊娠・出産」での再選考になり、入所選考における点数が下がり、内定取り消しに。

※「就労」等で申請されている方でも、申請月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は「妊娠・出産」で認定・選考（採点）されます（[9ページ](#)参照）。

※産前産後休業直後に職場復帰される場合、『産後休業直後の復職・復学に関する申立書』を提出いただくことで、「就労（就学）」での選考（採点）が可能です（[17ページ](#)参照）。

例2 入所申請時の就労証明書には週40時間勤務と記載されていたが、育児休業復帰後の勤務時間が、育児短時間勤務制度を利用し週30時間未滿となったため、入所選考における点数が下がり、内定取り消しに（[51ページ Q&A 問7](#)参照）。

※育児短時間勤務制度（時短制度）を利用される場合、短縮後の勤務時間が週30時間以上であれば雇用契約上の勤務時間で採点されますが、週30時間未滿の場合は短縮後の勤務時間での採点となります。

例3 産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄につき、勤務先法人が誤って時短後の勤務時間を記載し、それを保護者がそのまま提出され、時短後の勤務時間で再選考となり、入所選考における点数が下がり、内定取り消しに（[51ページ Q&A 問7](#)参照）。

※産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄に、過去に提出された就労証明書と異なる就労時間が記載されている場合、雇用契約上の勤務時間が変更されたものとして取り扱わざるを得ません。

※他の提出物と同様、産後休暇・育児休業等復帰証明書に関しても、必ず、保護者ご自身が最終確認をした上で、提出するをお願いします。

例4 転職に伴い内定取り消しとなり得る場合について、[52ページ Q&A 問9](#)をご確認ください。

2. 入所申請締切日までの変更手続きのお願い（他児童のためだけでなく、ご本人のためにも）

内定取り消し時に、下位希望施設の入所選考を改めて行うことはありません。

ご家庭の状況の変化に伴い変更手続きをすることで、場合によっては入所選考における点数が下がることがあります。ただ、変更手続きを行わずに上位希望施設で内定となり、その後の変更手続きで内定取り消しとなる場合、改めて下位希望施設の選考を行うことはありませんので、次の選考までお待ちいただくこととなります。

一方、入所選考の申請期日までに変更手続きをいただくことで、上位希望施設で内定が出ない場合、下位希望施設も選考の対象となり、それらの希望施設にて内定となる可能性があります。

そのため、入所申請締切日までの変更手続きをいただきますよう、よろしくお願いします。